

芦屋市国民健康保険条例の一部改正要綱

1 改正の趣旨

健康保険法施行令等の一部を改正する政令及び外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令による国民健康保険法施行令の一部改正に伴い、保険料の算定及び軽減の対象となる所得金額に係る規定を整理するため、この条例を制定しようとするもの。

2 改正の内容

- (1) 保険料の所得割額の算定並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得判定の対象となる「総所得金額」及び「山林所得金額」並びに「他の所得と区分して計算される所得の金額」のうち、「他の所得と区分して計算される所得の金額」を次のとおりとする。（第11条及び第17条関係）

改正案	現 行
ア 上場株式等に係る <u>配当所得等（特定公社債等に係る利子所得を含む。）</u> の金額	ア 上場株式等に係る <u>配当所得</u> の金額
イ 土地等に係る事業所得等の金額	イ 土地等に係る事業所得等の金額
ウ 長期譲渡所得の金額	ウ 長期譲渡所得の金額
エ 短期譲渡所得の金額	エ 短期譲渡所得の金額
オ <u>一般株式等（一般公社債等を含む。）</u> に係る譲渡所得等の金額	オ <u>株式等</u> に係る譲渡所得等の金額
カ <u>上場株式等（特定公社債等を含む。）</u> に係る譲渡所得等の金額	
キ 先物取引に係る雑所得等の金額	カ 先物取引に係る雑所得等の金額
ク <u>特例適用利子等及び特例適用配当等（※）</u> の額	
ケ 条約適用利子等の額及び条約適用配当等の額	キ 条約適用利子等及び条約適用配当等の額

※ 特例適用利子等及び特例適用配当等とは、日本と台湾で国内法上の課税の取扱いが異なる組織体で台湾に所在するものを通じて、日本国居住者が国内において支払を受ける利子等及び配当等をいう。

(2) (1)ア及びカの金額は、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算を行う場合又は当該譲渡損失の繰越控除を行う場合には、当該譲渡損失の金額を控除した後の金額とする。(第11条及び第17条関係)

(3) その他規定の整理

3 施行期日等

(1) 公布の日

(2) 改正後の規定(2(1)クの特例適用利子等及び特例適用配当等の額に係る部分を除く。)は、平成29年度以後の年度分の保険料について適用し、平成28年度以前の年度分の保険料については、なお従前の例による。

改正案	現 行
<p>項若しくは第15項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額（同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額）、外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和37年法律第144号）第8条第2項（同法第12条第5項及び第16条第2項において準用する場合を含む。第17条第1項第1号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第8条第4項（同法第12条第6項及び第16条第3項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額、租税条約等の実施に伴う所得税法、法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>	<p>法人税法及び地方税法の特例等に関する法律（昭和44年法律第46号。第17条において「租税条約等実施特例法」という。）第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この条において同じ。）の合計額から地方税法第314条の2第2項の規定による控除をした後の総所得金額及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の合計額（以下「基礎控除後の総所得金額等」という。）に、第13条の所得割の保険料率を乗じて算定する。</p>
<p>2 （省略） （保険料の減額）</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円）とする。</p>	<p>2 （省略） （保険料の減額）</p> <p>第17条 次の各号に該当する納付義務者に対して課する保険料の賦課額のうち基礎賦課額は、第10条又は第13条の2の基礎賦課額から、それぞれ、当該各号に定める額を減額して得た額（当該減額して得た額が520,000円を超える場合には、520,000円）とする。</p>

改正案	現 行
<p>(1) 世帯主，当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項，第3項又は第4項の規定の例によらないものとし，山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項又は第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第33条の3第5項に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の2の2第5項に規定する上場株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第15項又は第35条の3第13項若しくは第15項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），外国居住者等の所得に對する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律第8条第2項に規定する特例適用利子等の額，同法第8条第4項に規定する特例適用配当等の額，租税条約等実施特例法第3条の2の2第10</p>	<p>(1) 世帯主，当該年度の保険料賦課期日（賦課期日後に保険料の納付義務が発生した場合にはその発生した日とする。）現在においてその世帯に属する被保険者及び特定同一世帯所属者につき算定した地方税法第314条の2第1項に規定する総所得金額（青色専従者給与額又は事業専従者控除額については，同法第313条第3項，第4項又は第5項の規定を適用せず，また，所得税法（昭和40年法律第33号）第57条第1項，第3項又は第4項の規定の例によらないものとし，山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額（地方税法附則第33条の2第5項に規定する上場株式等に係る配当所得の金額，同法附則第33条の3第5項に規定する土地等に係る事業所得等の金額，同法附則第34条第4項に規定する長期譲渡所得の金額，同法附則第35条第5項に規定する短期譲渡所得の金額，同法附則第35条の2第6項に規定する株式等に係る譲渡所得等の金額（同法附則第35条の2の6第11項若しくは第15項又は第35条の3第11項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），同法附則第35条の4第4項に規定する先物取引に係る雑所得等の金額（同法附則第35条の4の2第7項の規定の適用がある場合には，その適用後の金額），租税条約等実施特例法第3条の2の2第10項に規定する条約適用利子等の額及び同法第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。）の算定についても同様とする。以下同じ。）及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が，地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度分の基礎賦課額の被保険者均等割額</p>

改正案	現 行
<p>項に規定する条約適用利子等の額及び同条第12項に規定する条約適用配当等の額をいう。以下この項において同じ。)の算定についても同様とする。以下同じ。)及び山林所得金額並びに他の所得と区分して計算される所得の金額の合算額が、地方税法第314条の2第2項に掲げる金額を超えない世帯に係る保険料の納付義務者 アに掲げる額に当該世帯に属する被保険者のうち当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割額の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>	<p>の算定の対象とされるものの数を乗じて得た額とイに掲げる額とを合算した額</p> <p>ア 当該年度の基礎賦課額の被保険者均等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>イ 当該年度の基礎賦課額の世帯別平等割の保険料率に10分の7を乗じて得た額</p> <p>(2)・(3) (省略)</p> <p>2～5 (省略)</p>

保 発 1 2 2 6 第 5 号
平成 2 8 年 1 2 月 2 6 日

都道府県知事 殿

厚 生 労 働 省 保 険 局 長
(公 印 省 略)

健康保険法施行令等の一部を改正する政令等の施行について

健康保険法施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 400 号。以下「健保令等一部改正令」という。）が本日公布され、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとされたところである。

また、本年 5 月 25 日に公布された外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令（平成 28 年政令第 226 号。以下「所得相互免除令一部改正令」という。）についても、平成 29 年 1 月 1 日から施行することとされている。

これらの改正の主な内容は下記のとおりであるので、貴都道府県内の市町村（特別区を含む。）、国民健康保険組合及び後期高齢者医療広域連合へ周知を図るとともに、その運用に当たっては十分に留意の上、遺憾なきを期されたい。

記

第 1 改正の趣旨

1 健保令等一部改正令関係

地方税法の一部を改正する法律（平成 25 年法律第 3 号）による改正後の地方税法（以下「改正後地方税法」という。）において、源泉分離課税から申告分離課税へと課税方法が変更される特定公社債等の利子所得について上場株式等に係る配当所得と併せて申告することとされたこと、株式等の譲渡所得等の分離課税制度について「上場株式等に係る譲渡所得等」及び「一般株式等に係る譲渡所得等」に区分され、別々の分離課税制度とされることとなったこと等を踏まえ、健康保険法施行令（大正 15 年勅令第 243

号。以下「健保令」という。)、船員保険法施行令(昭和28年政令第240号。以下「船保令」という。)、国民健康保険法施行令(昭和33年政令第362号。以下「国保令」という。))及び高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成19年政令第318号。以下「高確令」という。))の規定を整備するもの。

2 所得相互免除令一部改正令関係

所得税法等の一部を改正する法律(平成28年法律第15号)による改正後の外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律(昭和37年法律第144号。以下「所得相互免除法」という。))において、日本国居住者又は内国法人が構成員となっている政令で指定される外国において設立された団体であって、かつ、日本の租税が免除とされる団体を通じて利子等又は配当等を得たために特別徴収できなかった個人住民税について、当該団体の日本国居住者である構成員に、市町村に対して「特例適用利子等の額」又は「特例適用配当等の額」として申告する義務を課すための新たな申告分離課税の区分が設けられたことを踏まえ、健保令、船保令、国保令及び高確令の規定を整備するもの。

第2 健保令等一部改正令の主な内容

1 健保令の一部改正(健保令等一部改正令第1条関係)

高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定に係る所得の規定について、(1)及び(2)の改正を行うこと(健保令第42条第3項第4号関係)。

(1) 「他の所得と区分して計算される所得の金額」のうち、地方税法附則第33条の2第5項に規定する「上場株式等に係る配当所得の金額」を算定の基礎としている部分について、改正後地方税法附則第33条の2第5項に規定する「上場株式等に係る配当所得等の金額」を算定の基礎とすることに改め、申告された特定公社債等に係る利子所得についても算定の基礎とすること。また、上場株式等に係る譲渡損失と損益通算又は繰越控除を行う場合は、損失控除後の金額とすること。

(2) 「他の所得と区分して計算される所得の金額」のうち、地方税法附則第35条の2第6項に規定する「株式等に係る譲渡所得等の金額」を算定の基礎としている部分について、改正後地方税法附則第35条の2第5項に規定する「一般株式等に係る譲渡所得等の金額」及び改正後地方税法附則第35条の2の2第5項に規定する「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」を算定の基礎とすることに改めること。また、上場株式等に係る譲渡損失と繰越控除を行う場合又は特定中小会社が発行した株式に係る譲

渡損失と損益通算若しくは繰越控除を行う場合は、損失控除後の金額とすること。

2 船保令の一部改正（健保令等一部改正令第2条関係）

高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定に係る所得の規定について、1(1)及び(2)に準じた改正を行うこと（船保令第9条第3項第4号関係）。

3 国保令の一部改正（健保令等一部改正令第3条関係）

(1) 一部負担金割合の判定、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定並びに所得割額の算定に係る所得の規定について、1(1)及び(2)に準じた改正を行うこと（国保令第27条の2第1項第1号関係）。

(2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得の規定について、1(1)及び(2)に準じた改正を行うこと（国保令第29条の7第5項第1号関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

4 高確令の一部改正（健保令等一部改正令第4条関係）

(1) 一部負担金割合の判定、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定並びに所得割額の算定に係る所得の規定について、1(1)及び(2)に準じた改正を行うこと（高確令第7条第1項第1号関係）。

(2) 被保険者均等割額の軽減に係る所得の規定について、1(1)及び(2)に準じた改正を行うこと（高確令第18条第4項第1号関係）。

(3) その他所要の規定の整備を行うこと。

5 施行期日等（健保令等一部改正令附則第1条から第5条まで関係）

(1) 平成29年1月1日から施行すること。

(2) この政令の施行に際し必要な経過措置を設けること。

第3 所得相互免除令一部改正令の主な内容

1 健保令及び船保令の一部改正（所得相互免除令一部改正令附則第7条関係）

高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定に係る所得の規定について、「他の所得と区分して計算される所得の金額」に、所得相互免除法第8条第2項に規定する「特例適用利子等の額」及び所得相

互免除法第 8 条第 4 項に規定する「特例適用配当等の額」を加えること（健保令第 42 条第 3 項第 4 号及び船保令第 9 条第 3 項第 4 号関係）。

2 国保令の一部改正（所得相互免除令一部改正令附則第 9 条関係）

- (1) 一部負担金割合の判定、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定並びに所得割額の算定に係る所得の規定について、1 に準じた改正を行うこと（国保令第 27 条の 2 第 1 項第 1 号関係）。
- (2) 被保険者均等割額及び世帯別平等割額の軽減に係る所得の規定について、1 に準じた改正を行うこと（国保令第 29 条の 7 第 5 項第 1 号関係）。

3 高確令の一部改正（所得相互免除令一部改正令附則第 13 条関係）

- (1) 一部負担金割合の判定、高額療養費及び高額介護合算療養費の自己負担限度額区分の判定並びに所得割額の算定に係る所得の規定について、1 に準じた改正を行うこと（高確令第 7 条第 1 項第 1 号関係）。
- (2) 被保険者均等割額の軽減に係る所得の規定について、1 に準じた改正を行うこと（高確令第 18 条第 4 項第 1 号関係）。

4 施行期日（所得相互免除令一部改正令附則第 1 条関係）

所得税法等の一部を改正する法律の一部の施行期日を定める政令（平成 28 年政令第 254 号）に基づき、平成 29 年 1 月 1 日に施行すること。

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年五月二十五日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第二百二十六号

外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令等の一部を改正する政令

内閣は、所得税法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第十五号）の一部の施行に伴い、並びに外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号）、所得税法（昭和四十年法律第三十三号）、法人税法（昭和四十年法律第三十四号）、租税特別措置法（昭和三十二年法律第二十六号）及び東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法（平成二十三年法律第十七号）の規定に基づき、この政令を制定する。

（外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令の一部改正）

第一条 外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律施行令（昭和三十七年政令第二百二十七号）の一部を次のように改正する。
題名を次のように改める。

第一条の次に次の目次を付する。

目次

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等（第一条―第三十四条）

第二章 国際運輸業に係る所得に対する所得税等の非課税（第三十五条―第三十七条）

附則

第三条中「第一条又は第二条」を「第四十四条又は第四十五条」に改め、「昭和四十年法律第三十三号」及び「昭和四十年法律第三十四号」を削り、「こえて」を「超えて」に改め、同条を第三十七条とする。

第二条中「第一条又は第二条」を「第四十四条又は第四十五条」に改め、同条を第三十六条とする。

第一条中「外国人等の国際運輸業に係る所得に対する相互主義による所得税等の非課税に関する法律（以下「法」という。）第一条」を「法第四十四条」に、「国際運輸業（以下）を「国際運輸業（次条及び別表において）」に、「同条及び法第二条」を「法第四十四条及び第四十五条」に改め、「昭和二十五年法律第二百二十六号」を削り、「以下」の下に「この条、次条及び別表において」を加え、「附随して」を「付随して」に改め、同条を第三十五条とし、同条の前に次の一章及び章名を加える。

第一章 国内源泉所得等に対する所得税等の非課税等

（定義）

第一条 この章において、「国内」、「外国居住者等」、「居住者」、「非居住者」、「内国法人」又は「外国法人」とは、それぞれ外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第四百四十四号。以下「法」という。）第二条に規定する国内、外国居住者等、居住者、非居住者、内国法人又は外国法人をいう。

（外国の指定）
第二条 法第二条第三号に規定する政令で指定する外国は、台湾とする。

（外国居住者等の範囲）

第三条 法第二条第三号に規定する政令で定める者は、非居住者又は外国法人で、外国（同号に規定する外国をいう。以下この章において同じ。）の法令において、当該外国に住所若しくは居所を有し、又は本店若しくは主たる事務所若しくはその事業が管理されている場所を有することその他当該外国にこれらに類する場所を有することにより所得税又は法人税に相当する税を課されるものとされているものとする。

（国内事業所等の範囲）

第四条 法第二条第六号イに規定する政令で定める場所は、次に掲げる場所とする。

一 事業の管理を行う場所、支店、事務所、工場又は作業場
二 鉱山、石油又は天然ガスの坑井、採石場その他の天然資源を採取する場所
三 その他事業を行う一定の場所（次項に規定する建設作業等を行う場所及び第三項に規定する特定役務提供を行う場所を除く。）
2 法第二条第六号ロに規定する政令で定めるものは、外国居住者等の国内にある建設作業場（外国居住者等が国内において建設作業等（建設、組立て若しくは据付けの工事又はこれらの指揮監督の役務の提供で六月を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、当該外国居住者等の国内における当該建設作業等を含む。）とする。

3 法第二条第六号ハに規定する政令で定めるものは、事業を行う外国居住者等（役務の提供を内容とする事業（以下この項及び次項において「役務提供事業」という。）を行う者に限る。以下この項において同じ。）の国内にある役務提供場所（外国居住者等の使用人その他の従業者（当該外国居住者等が行う役務提供事業のために役務の提供を内容とする事業を行う国内の者の使用人その他の従業者を含む。）以下この項及び次項において「使用人等」という。）が国内において特定役務提供（当該外国居住者等の次の各号に掲げる場合の区分に応じ当該各号に定める日において開始し、又は終了する十二月の期間のうち一の十二月の期間において、当該外国居住者等の一のプロジェクト及びこれに関連するプロジェクトとして総務省令、財務省令で定めるものについての当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該役務提供事業のために役務の提供で百八十三日を超えて行われるものをいう。以下この項において同じ。）を行う場所をいい、当該外国居住者等に係る使用人等の国内における当該特定役務提供を含む。）とする。

一 当該外国居住者等が非居住者である場合 その年の一月一日から十二月三十一日までのいずれかの日
二 当該外国居住者等が外国法人である場合 その事業年度（法人税法（昭和四十年法律第三十四号）第十三条及び第十四条に規定する事業年度をいう。）開始の日からその終了の日までのいずれかの日

4 次に掲げる場所（外国居住者等（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該外国居住者等に係る使用人等。以下この項において同じ。）が第一号イから二までに掲げるいずれかの活動、第二号に規定する活動又は第三号に規定する複数の活動のみを行う場合におけるこれらの活動を含む。）は、第一項に規定する政令で定める場所及び前二項に規定する政令で定めるものに含まれないものとする。

一 外国居住者等が次に掲げる活動のいずれかを行うことのみを目的として使用する一定の場所
イ 当該外国居住者等に属する物品又は商品を保管し、展示し、又は引き渡すこと。
ロ 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を保管し、展示し、又は引き渡すこと。
ハ 当該外国居住者等に属する物品又は商品の在庫を事業を行う他の者による加工のために保有すること。

二 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために当該物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること。

三 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために当該物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること。

四 その事業（当該外国居住者等が役務提供事業を行う場合には、当該役務提供事業のために当該外国居住者等に係る使用人等が行う役務の提供に係る事業。以下この項において同じ。）のために当該物品若しくは商品を購入し、又は情報を収集すること。

第九條 国民健康保険法施行令の一部改正

第二十七條の二第一項第一号中「附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。第二十九條の七第五項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十條 国民年金法施行令の一部改正

第六條の二第一項中「先物取引に係る雑所得等の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）以下「外国居住者等所得相互免除法」という。第八條第二項（外国居住者等所得相互免除法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用利子等の額、外国居住者等所得相互免除法第八條第四項（外国居住者等所得相互免除法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。以下同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十一條 児童扶養手当法施行令等の一部改正

第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十二條 介護保険法施行令の一部改正

第二十二條の二の二第五項第一号中「附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

第十三條 高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正

第七條第一項第一号中「附則第三十五條の四の二第七項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額」の下に、「外国居住者等の所得に対する相互主義による所得税等の非課税等に関する法律（昭和三十七年法律第百四十四号）第八條第二項（同法第十二條第五項及び第十六條第二項において準用する場合を含む。第十八條第四項第一号において同じ。）に規定する特例適用利子等の額、同法第八條第四項（同法第十二條第六項及び第十六條第三項において準用する場合を含む。同号において同じ。）に規定する特例適用配当等の額」を加える。

総務大臣 山本 早苗
財務大臣 麻生 太郎
内閣総理大臣 安倍 晋三

健康保険法施行令等の一部を改正する政令をここに公布する。

御名 御璽

平成二十八年十二月二十六日

内閣総理大臣 安倍 晋三

政令第四百号

健康保険法施行令等の一部を改正する政令

内閣は、地方税法の一部を改正する法律(平成二十五年法律第三号)の一部の施行に伴い、並びに健康保険法(大正十一年法律第七十号)第百十五條第二項、介護保険法(平成九年法律第百二十三号)第五十一條第二項、健康保険法等の一部を改正する法律(平成十八年法律第八十三号)附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第二十六條の規定による改正前の介護保険法第五十一條第二項、船員保険法(昭和十四年法律第七十三号)第八十三條第二項、国民健康保険法(昭和三十三年法律第九十二号)第四十二條第一項第四号及び第八十一條並びに高齢者の医療の確保に関する法律(昭和五十七年法律第八十号)第六十七條第一項第二号及び第百四條第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

(健康保険法施行令等の一部改正)

第一条 次に掲げる政令の規定中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に、規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五條の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の二の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項)に、株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五條の三第十一項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項」に改める。

一 健康保険法施行令(大正十五年勅令第二百四十三号)第四十二條第三項第四号
二 介護保険法施行令(平成十年政令第四百十二号)第二十二條の二の二第五項第一号
三 健康保険法等の一部を改正する法律附則第百三十條の二第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二第五項第一号

(船員保険法施行令の一部改正)

第二条 船員保険法施行令(昭和二十八年政令第二百四十号)の一部を次のように改正する。
第九条第三項第四号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に、規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五條の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項)に、株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は附則第三十五條の三第十一項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項」に改める。

第三条 国民健康保険法施行令(昭和三十三年政令第三百六十二号)の一部を次のように改正する。

第二十七條の二第一項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に、規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五條の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項)に、株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五條の三第十一項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同条第三項第三号中「」について「」の下に「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の」を加える。

第二十九條の七第五項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に、規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五條の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項)に、株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五條の三第十一項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同項第二号中「また」を削る。

附則第三十三條中「総所得金額」を「総所得金額」に改め、「金額」の下に「と」、「同法附則第三十三條の二第五項」とあるのは「地方税法附則第三十三條の二第五項」を加える。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正)
第四条 高齢者の医療の確保に関する法律施行令(平成十九年政令第三百十八号)の一部を次のように改正する。

第七条第一項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五條の二の六第十一項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)に、規定に該当する」を「規定の適用がある」に、「附則第三十五條の二第六項」を「附則第三十五條の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五條の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額、同法附則第三十五條の二の二第五項)に、株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五條の二の六第十一項若しくは第十五項又は第三十五條の三第十一項」を「附則第三十五條の二の六第十五項又は第三十五條の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同条第三項第三号中「」について「」の下に「当該療養の給付を受ける日の属する年の前年(当該療養の給付を受ける日の属する月が一月から七月までの場合にあつては、前々年)の」を加える。

第十八条第四項第一号中「上場株式等に係る配当所得の金額」を「上場株式等に係る配当所得等の金額(同法附則第三十五条の二の六第六項又は第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)」に、「附則第三十五条の二第六項」を「附則第三十五条の二第五項に規定する一般株式等に係る譲渡所得等の金額(同法附則第三十五条の三第十五項の規定の適用がある場合には、その適用後の金額)、同法附則第三十五条の二の二第五項」に、「株式等に係る譲渡所得等の金額」を「上場株式等に係る譲渡所得等の金額」に、「附則第三十五条の二の六第六項若しくは第十五項又は第三十五条の三第十一項」を「附則第三十五条の二の六第六項又は第三十五条の三第十三項若しくは第十五項」に改め、同項第二号及び第五号中、「また」を削る。

附則第十一号中「及び第四号」を削り、「附則第三十三条の三第五項」を「附則第三十三条の二第五項」に、「同条第二項」を「同項第四号中(総所得金額」とあるのは「総所得金額(所得税法第三十五条第三項に規定する公的年金等に係る所得については、同条第二項第一号の規定によつて計算した金額から十五万円を控除した金額)」と、「同条第二項」に改める。

附則

(施行期日)

第一条 この政令は、平成二十九年一月一日から施行する。

(健康保険法施行令等の一部改正に伴う経過措置)

第二条 第一条(第一号に係る部分に限る)の規定による改正後の健康保険法施行令第四十二条第三項(第四号に係る部分に限る)、健康保険法施行令第四十四条第一項において準用する場合を含む)の規定は、療養のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における同令第四十一条第三項の高額療養費算定基準額及び同令第四十三条の二第二項第一号(同令第四十四条第二項において準用する場合を含む)に規定する基準日(同令第四十三条の四第一項又は第四十四条第四項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という)の属する月が同月以後の場合における同令第四十三条の二第二項(同条第三項及び第四項において準用する場合を除く)の七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

2 第五条(第二号に係る部分に限る)の規定による改正後の介護保険法施行令第二十二條の二の二第五項(第一号に係る部分に限る)の規定は、介護保険法施行令第二十二條の二の二第二項に規定する居宅サービス等のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者の属する世帯に属する同法第九条第一号に規定する第一号被保険者の所得並びに同令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日(同条第九項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という)の属する月が同月以後の場合における同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の医療合算算定基準額及び同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の七十歳以上医療合算算定基準額について適用し、当該居宅サービス等のあつた月が同年七月以前の場合における当該所得並びに基準日の属する月が同月以前の場合における当該医療合算算定基準額及び当該七十歳以上医療合算算定基準額については、なお従前の例による。

3 第一条(第三号に係る部分に限る)の規定による改正後の健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二第五項(第一号に係る部分に限る)の規定は、同法附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の二の二第二項に規定する居宅サービス等のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における同法附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第四十一条第一項に規定する要介護被保険者の属する世帯に属する健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力を有するものとされた介護保険法第九條第一号に規定する第一号被保険者の所得並びに健康保険法等の一部を改正する法律附則第三十条の二第二項の規定によりなおその効力

を有するものとされた介護保険法施行令第二十二條の三第二項第一号に規定する基準日(同条第九項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この項において「基準日」という)の属する月が同月以後の場合における同条第二項(同条第五項において準用する場合を含む)の医療合算算定基準額及び同条第三項(同条第五項において準用する場合を含む)の七十歳以上医療合算算定基準額について適用し、当該居宅サービス等のあつた月が同年七月以前の場合における当該所得並びに基準日の属する月が同月以前の場合における当該医療合算算定基準額及び当該七十歳以上医療合算算定基準額については、なお従前の例による。

(船員保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第三条 第二条の規定による改正後の船員保険法施行令第九條第三項(第四号に係る部分に限る)の規定は、療養のあつた月が平成二十九年八月以後の場合における船員保険法施行令第八條第三項の高額療養費算定基準額及び同令第十一條第一項第一号に規定する基準日(同令第十三條第一項の規定により基準日とみなされる日を含む。以下この条において「基準日」という)の属する月が同月以後の場合における同令第十一條第二項(同条第三項において準用する場合を除く)の七十歳以上介護合算算定基準額について適用し、療養のあつた月が同年七月以前の場合における当該高額療養費算定基準額及び基準日の属する月が同月以前の場合における当該七十歳以上介護合算算定基準額については、なお従前の例による。

(国民健康保険法施行令の一部改正に伴う経過措置)

第四条 第三条の規定による改正後の国民健康保険法施行令(次項において「新国民健康保険法施行令」という)第二十七條の二第二項(第一号に係る部分に限る)の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十九年八月以後の場合における国民健康保険法第四十二條第一項第四号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

2 新国民健康保険法施行令第二十九條の七第五項(第一号に係る部分に限る)の規定は、平成二十九年年度以後の年度分の国民健康保険の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

(高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部改正に伴う経過措置)

第五条 第四条の規定による改正後の高齢者の医療の確保に関する法律施行令(次項において「新高齢者医療確保法施行令」という)第七條第一項(第一号に係る部分に限る)の規定は、療養の給付を受ける日の属する月が平成二十九年八月以後の場合における高齢者の医療の確保に関する法律第六十七條第一項第二号の規定による所得の額の算定について適用し、療養の給付を受ける日の属する月が同年七月以前の場合における当該所得の額の算定については、なお従前の例による。

2 新高齢者医療確保法施行令第十八條第四項(第一号に係る部分に限る)の規定は、平成二十九年年度以後の年度分の後期高齢者医療の保険料について適用し、平成二十八年度以前の年度分の当該保険料については、なお従前の例による。

厚生労働大臣 塩崎 恭久
内閣総理大臣 安倍 晋三